

## 令和7年第1回五霞町議会臨時会

令和7年5月13日（火曜日）午後1時30分開会

### 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認について  
(五霞町税条例の一部を改正する条例)
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認について  
(五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 議案第26号 五霞町農業委員会委員の任命同意について
- 追加日程第 1 議長辞職について
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長の選挙
- 追加日程第 4 常任委員会の所属変更
- 第 7 議会運営委員会委員の選任
- 第 8 広報編集特別委員会委員の選任
- 第 9 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
- 第10 議案第27号 五霞町監査委員の選任同意について
- 追加日程第 5 堤防強化事業対策特別委員会委員の選任
- 追加日程第 6 閉会中の継続調査について

---

### 出席議員（10名）

- |    |        |     |         |
|----|--------|-----|---------|
| 1番 | 猿橋正男君  | 2番  | 小野寺宗一郎君 |
| 3番 | 黛丈夫君   | 4番  | 山本芳秀君   |
| 5番 | 植竹美智雄君 | 6番  | 新井庫君    |
| 7番 | 伊藤正子君  | 8番  | 宇野進一君   |
| 9番 | 鈴木喜一郎君 | 10番 | 樋下周一郎君  |

### 欠席議員（0名）

なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	知久清志君	副町長	土信田法男君
教育長	森田恵美子君	総務課長	鳩貝浩之君
まちづくり 戦略課長	古郡健司君	会計管理者兼 町民税務課長	堀山康行君
健康福祉課長	吉岡雅子君	こども未来課長	山下仁司君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	山田浩君	特定プロジェクト 推進課長	大橋勝君
建設水道課長	園田和則君	教育次長	荒井富美子君

---

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦略課主任	田中孝平君
----------------	-------

---

事務局職員出席者

事務局長	曾根正明	書記	高島悠仁
		書記	伊藤弘美



開会 午後1時30分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第1回五霞町議会臨時会を開会いたします。

開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、何かとお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本臨時会につきましては、専決処分の承認及び人事に関する議案のほか、議会の構成に係る審議をお願いする予定となっております。議員各位には、慎重なる審査と円滑な運営がなされますようよろしくお願いいたします。

なお、本臨時会に当たり、去る5月8日午後1時30分より議会運営委員会が開催され、運営等については協議されておりますので、御報告申し上げます。

---

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（知久清志君）改めまして、皆様、こんにちは。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和7年第1回五霞町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしまして専決処分の承認が2件、人事案件が2件、合計4件を御提案させていただいております。詳細につきましては、御手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

---

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による議事日程は御手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により9番 鈴木喜一郎君、4番 山本芳秀君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。
- 

#### ◎諸般の報告

- 議長（樋下周一郎君）日程第3、諸般の報告をいたします。  
地方自治法第121条の規定による本日の出席者は、御手元に配付いたしました資料のとおりです。  
傍聴の皆様をお願いを申し上げます。  
本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。  
また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードの切替えをお願いいたします。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（樋下周一郎君）これより議事に入ります。  
初めに、日程第4、承認第3号 専決処分承認について（五霞町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。  
町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。  
○町長（知久清志君）承認第3号 五霞町税条例の一部を改正する条例について専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものです。  
議案書1ページをお開き願います。  
国は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和7年度の税制改正を行っています。今回改正された地方税に係る主なものとしまして、特定親族特別控除の創設、軽自動車税の二輪車の車両区分の見直しなどです。  
町税条例の上位法令である地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律などが令和7年3月31日に公布され、原則として令和7年4月1日から施行されたことに伴い、五霞町税条例の一部を改正する条例についても令和7年4月1日の施行とするため、専決処分にて対応させていただいたところです。  
詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。  
○議長（樋下周一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明をお願いします。  
町民税務課長。  
○町民税務課長（堀山康行君）承認第3号について御説明します。  
議案書1ページをお開き願います。  
令和7年3月31日に公布された地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、五霞町税条例の一部改正となります。  
主な改正点について、新旧対照表により説明させていただきます。  
議案書8ページをお開き願います。  
改正部分は下線で示した部分となります。  
第34条の2、所得控除です。左側の改正案では、扶養控除額又は特定親族特別控除額として、大学生などを扶養する世帯の税負担を軽減するため、所得控除に特定親族特別控除を新たに追加しています。  
内容としましては、19歳以上23歳未満の給与収入103万円以下の特定扶養控除を拡大した特定親族特別控除について、給与収入が150万円を超えた場合であっても、給与収入188万円までは、段階的に所得控除を受けられるものでございます。

次に、議案書 14 ページをお開き願います。

第 82 条、軽自動車税の種別割の税率です。ウとして「2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4 キロワット以下のものを年額 2,000 円」が追加となっています。

内容としましては、新たな排ガス規制に対応した小型 2 輪について、これまで 2,400 円だった税額を、50cc 原付と同額の 2,000 円にするものです。

最後に、議案書 23 ページをお開き願います。

附則にて、施行期日を原則令和 7 年 4 月 1 日からとしています。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町税条例の一部改正となります。

御承認のほどよろしく願います。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 3 号を採決いたします。

承認第 3 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 3 号 専決処分承認について（五霞町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認承認されました。

---

#### ◎承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 5、承認第 4 号 専決処分の承認について（五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第 4 号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により承認を求めるものです。

議案書 27 ページをお開き願います。

先ほど、御承認いただいた五霞町税条例の一部を改正する条例と同様、町条例の上位法令である地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が、令和 7 年 3 月 31 日公布、原則として令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和 7 年 4 月 1 日の施行とするため、専決処分にて対応させていただいているところです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、どうぞよろしく願います。

○議長（樋下周一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（堀山康行君）承認第 4 号について御説明します。

議案書 27 ページをお開き願います。

令和 7 年 3 月 31 日に公布された地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う五霞町国民健康保険税条例の一部改正となります。

主な改正点について、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書 30 ページをお開き願います。

改正部分は、下線で示した部分となります。

第 2 条第 2 項、基礎課税額に係る課税限度額を現行の 65 万円から 66 万円に、同条第 3 項、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の 24 万円から 26 万円にそれぞれ引き上げる改正でございます。第 21 条も同様に引き上げるものでございます。

議案書 31 ページをお願いいたします。

第 21 条第 1 項第 2 号は、5 割軽減判定所得の基準額を現行の 29 万 5000 円から 30 万 5000 円に引き上げるものです。

議案書 32 ページ、お開き願います。

同項第 3 号は、2 割軽減判定所得の基準額を現行の 54 万 5000 円から 56 万円に引き上げるものです。

最後に、下段の施行期日です。

第 1 項で、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行し、第 2 項で、令和 6 年度分までは従前の例によることとしています。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町国民健康保険税条例の一部改正となります。

御承認のほどよろしく願います。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 4 号を採決いたします。

承認第 4 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 4 号 専決処分承認について（五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 6、議案第 26 号 五霞町農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 26 号について御提案申し上げます。

議案書 33 ページをお開き願います。

五霞町農業委員に欠員が生じたため、委員 1 名を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）続いて、産業課長の補足説明を願います。

産業課長。

○産業課長（山田 浩君）それでは、議案第 26 号 五霞町農業委員会委員の任命同意について御説明申し上げます。

ページにつきましては、同じく 33 ページとなります。

このたびの農業委員欠員に伴う新たな候補者につきましては、地元行政区から推薦のありました石塚初男氏でございます。住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

以上、1名について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるとでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間である令和8年7月19日までとなります。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

議案第26号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第26号 五霞町農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決しました。

ここで10分間の休憩をいたします。

再開を1時57分といたします。

休憩 午後1時47分

再開 午後1時57分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、私からお願いを申し上げます。

私ごとではございますが、ただいま、植竹副議長宛てに議長の辞職許可願を提出いたしました。

どうか御審議のほどをお願い申し上げます。

本来であれば、ここで退任の御挨拶を申し上げるところでございますが、後日改めた席で申し上げたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

議長辞職許可願を提出いたしましたので、本席を副議長と交代し、議長席を退席させていただきます。

副議長、お願いいたします。

〔議長 樋下周一郎君 退席〕

〔副議長 植竹美智雄君 着席〕

○副議長（植竹美智雄君）それでは、早速、樋下議長から辞職許可願が提出されましたので、しばらくの間、私が議長の職務を務めさせていただきます。

---

## ◎議長辞職について

- 副議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。  
議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 副議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。  
追加日程第1、議長辞職についてを議題といたします。  
地方自治法第117条の規定により、樋下議長の退場を求めます。  
〔議長 樋下周一郎君 退場〕
- 副議長（植竹美智雄君）それでは、事務局から、辞職許可願の朗読を行います。
- 議会事務局長（曾根正明君）それでは、朗読いたします。  
令和7年5月13日、五霞町議会副議長 植竹美智雄様、五霞町議会議長 樋下周一郎。  
辞職許可願。  
このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。  
以上でございます。
- 副議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。  
樋下周一郎議員の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 副議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。  
よって、樋下周一郎議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。  
樋下周一郎議員の入場を許可します。  
〔議長 樋下周一郎君 入場〕
- 副議長（植竹美智雄君）ただいまの審議の結果を報告いたします。  
樋下周一郎議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

---

#### ◎議長の選挙

- 副議長（植竹美智雄君）ただいま、議長が欠員となりました。  
お諮りいたします。  
会議規則第21条の規定により議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 副議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。  
よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたします。  
ただいまから、追加日程第2、議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。  
議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 副議長（植竹美智雄君）全員、御異議なしと認めます。  
よって、議長の選挙につきましては、指名推選によることに決定いたしました。  
なお、指名推選による場合は、地方自治法第118条第3項の規定において、議員全員の同意があったものをもって当選するとなっております。  
お諮りいたします。  
指名の方法はいかがいたしますか。  
〔8番 宇野進一君 挙手〕
- 副議長（植竹美智雄君）はい、宇野進一議員。
- 8番（宇野進一君）8番議員の宇野です。  
指名の方法については、副議長に一任したいと思います。
- 副議長（植竹美智雄君）ただいま、宇野進一議員から、指名の方法は副議長に一任との発言がありましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

それでは、被選挙人の指名は、9番 鈴木喜一郎議員にお願いしたいと思います。  
登壇し、被選挙人の指名をお願いします。  
鈴木喜一郎議員。

〔9番 鈴木喜一郎君 登壇〕

○9番（鈴木喜一郎君）9番議員の鈴木です。

私より被選挙人を指名させていただきます。

新議長に植竹美智雄議員を指名したいと思います。

植竹美智雄議員は、私から申し上げるまでもなく、議員生活3期10年にわたり豊富な議員経験を有しております。また、本会の第29代及び第30代副議長を歴任され、議会運営に尽力されるとともに、町監査委員や茨城西南地方広域市町村圏事務組合議員や茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員などの要職に就かれ、これまでも大変なる活動、御活躍をいたしております。人格、識見とも、議員各位をはじめ広く町民の皆様が認めるところでございます。どうか満場一致の御賛同をいただきますよう、私からお願いを申し上げまして推薦の言葉といたします。

○副議長（植竹美智雄君）ただいま、私、植竹美智雄が指名をいただきました。

お諮りいたします。

ただいま、議長に指名いただきました、私、植竹美智雄を議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

ただいまの選挙の結果、私、植竹美智雄が議長に当選しました。

---

#### ◎議長当選承諾及び就任挨拶

○議長（植竹美智雄君）それでは、僭越でございますが、この場にて御挨拶させていただきます。

ただいま、指名推選により議長の大役を仰せつかりました。不慣れではございますが、責任の重さを痛感している次第でございます。議員皆様の御協力なくしては、円滑なる議会運営はなされません。執行部との関係は、よく「車の両輪のごとく」と言われております。今後、樋下前議長や多くの先輩方より御指導を賜りながら、議長職の名を汚さぬよう努めてまいります。どうか議員各位のより一層の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の承諾と挨拶とさせていただきます。

よろしくお祈りいたします。

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（植竹美智雄君）それでは、このまま議長として議事を進めさせていただきます。

ただいま私が議長当選の承諾をしたため、副議長の職を失職したことを報告いたします。

よって、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

会議規則第21条の規定により副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定いたしました。

ただいまから、追加日程第3、副議長の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

副議長の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長により指名いたします。

副議長に、2番 小野寺宗一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました小野寺宗一郎議員を副議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、小野寺宗一郎議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました小野寺宗一郎議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

---

#### ◎副議長当選承諾及び就任挨拶

○議長（植竹美智雄君）副議長に当選されました小野寺宗一郎議員に当選の承諾及び挨拶を演壇にてお願いいたします。

はい、小野寺宗一郎議員。

〔副議長 小野寺宗一郎君 登壇〕

○副議長（小野寺宗一郎君）ただいま、副議長を御指名いただきました。

もとより浅学非才でございますけれども、議会運営がスムーズにいきますよう植竹議長を補佐して頑張っておりますので、今後とも、皆様の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお祈りいたします。

簡単ではございますが、副議長当選の承諾と御挨拶をさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（植竹美智雄君）ここで、議事進行について打合せを行いますので、暫時休憩いたします。

再開を2時20分としたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

○議長（植竹美智雄君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎常任委員会委員の所属変更について

○議長（植竹美智雄君）ただいま、総務文教委員会の山本芳秀議員、猿橋正男議員から経済建設委員会に、経済建設委員会の伊藤正子議員、小野寺宗一郎議員から総務文教委員会にそれぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

会議規則第 21 条の規定により、追加日程第 4 として常任委員会委員の所属変更についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の所属変更についてを日程に追加し、追加日程第 4 として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから、追加日程第 4、常任委員会委員の所属変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の所属変更については、委員会条例第 5 条第 5 項の規定により、申出のとおり変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の所属変更については、申出のとおり変更することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩の間、総務文教委員会、経済建設委員会を開催していただきたいと思います。

総務文教委員会は委員会室、経済建設委員会は議員控室にてよろしくお願いいたします。

休憩 午後 2 時 21 分

再開 午後 2 時 25 分

○議長（植竹美智雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、それぞれの委員長から自席にて結果の報告を願います。

最初に総務文教委員会の報告をお願いします。

〔10 番 樋下周一郎君 挙手〕

○議長（植竹美智雄君）樋下周一郎議員。

○総務文教委員長（樋下周一郎君）総務文教委員会委員長でございますが、委員協議により、不肖私、10 番 樋下周一郎が委員長に互選されました。副委員長には、7 番 伊藤正子議員が互選されましたので報告いたします。

○議長（植竹美智雄君）続いて、経済建設委員会の報告を願います。

〔3 番 黛 丈夫君 挙手〕

○議長（植竹美智雄君）黛議員。

○経済建設委員長（黛 丈夫君）経済建設委員会委員長でございますが、委員協議により、不肖私、3 番 黛 丈夫が委員長に互選されました。なお、副委員長には、4 番 山本芳秀議員が互選されましたので報告いたします。

○議長（植竹美智雄君）ただいま、各委員会から報告がございました。

それでは、委員会報告のとおり決定いたしました。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第 7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

本件につきましては、委員全員から議長宛てに辞任願が提出され、委員会条例第 10 条第 2 項の規定により議長が許可しております。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 5 条第 4 項の規定により議長から指名いたします。

議会運営委員会委員に樋下周一郎議員、新井 庫議員、山本芳秀議員、黛 丈夫議員、小野寺宗一郎議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員、指名のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

これより議会運営委員会を3階小委員会室に招集いたします。委員会を開き、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時29分

○議長（植竹美智雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選について、委員長から自席にて結果の報告をお願いします。

〔6番 新井 庫君 挙手〕

○議長（植竹美智雄君）新井 庫議員。

○議会運営委員長（新井 庫君）議会運営委員会の委員長でございますが、委員協議によりまして、不肖私、6番 新井 庫が委員長に互選されました。副委員長には、4番 山本芳秀議員をが互選されましたので報告いたします。

○議長（植竹美智雄君）ただいま議会運営委員会から報告がございました。

それでは、報告のとおり決定いたしました。

---

#### ◎広報編集特別委員会委員の選任

○議長（植竹美智雄君）続いて、日程第8、広報編集特別委員会委員の選任を議題といたします。

本件につきましては、委員全員から議長宛てに辞任願が提出され、委員会条例第10条第2項の規定により議長が許可しております。

広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により議長から指名いたします。

広報編集特別委員会委員に伊藤正子議員、山本芳秀議員、黛 丈夫議員、小野寺宗一郎議員、猿橋正男議員、私、植竹美智雄を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、広報編集特別委員会委員は、指名のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

これより、広報編集特別委員会を3階小委員会室に招集いたします。

委員会を開き、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時32分

○議長（植竹美智雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

広報編集特別委員会の正副委員長の互選について、委員長から自席にて結果の報告をお願いします。

〔4番 山本芳秀君 挙手〕

○議長（植竹美智雄君）はい、山本芳秀議員。

○広報編集特別委員長（山本芳秀君）はい。広報編集特別委員会委員長でございますが、委員協議により、不肖私、4番 山本芳秀が委員長に互選されました。副委員長には、1番 猿橋正男議員が互選されましたので報告いたします。

以上です。

- 議長（植竹美智雄君）ただいま報告がございました。  
それでは、委員長報告のとおり決定いたしました。
- 

#### ◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

- 議長（植竹美智雄君）続いて、日程第9、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

本件につきましては、令和7年5月14日をもって、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の任期が満了となるため、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙長からの通知に基づき茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。  
よって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、2番 小野寺宗一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました小野寺宗一郎議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、2番 小野寺宗一郎議員が、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました小野寺宗一郎議員が、議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（植竹美智雄君）続いて、日程第10、議案第27号 五霞町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、1番 猿橋正男議員の退場を求めます。

〔1番 猿橋正男君 退場〕

- 議長（植竹美智雄君）町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。

- 町長（知久清志君）議案第27号について御提案申し上げます。  
議案書34ページをお開き願います。

本議案については、議会選出監査委員である山本芳秀委員から令和7年5月10日付けをもって辞職したい旨の辞職願が提出され、これを承認したので、後任の監査委員として猿橋正男議員を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（植竹美智雄君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 27 号を採決いたします。

議案第 27 号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（植竹美智雄君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 27 号は原案のとおり同意されました。

ここで、猿橋正男議員の入場を許可します。

〔1 番 猿橋正男君 入場〕

○議長（植竹美智雄君）ただいま、議案第 27 号は原案のとおり同意されました。

御報告申し上げます。

---

#### ◎堤防強化事業対策特別委員会委員の選任

○議長（植竹美智雄君）お諮りいたします。

ここで、議長選挙に伴い、堤防強化事業対策特別委員会委員の選任を会議規則第 21 条の規定により日程に追加し、追加日程第 5 として直ちに議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、堤防強化事業対策特別委員会委員の選任を追加日程第 5 として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいまから、追加日程第 5、堤防強化事業対策特別委員会委員の選任を議題といたします。

本委員会内規第 3 条の規定により、委員は議長を除く全員議員をもって組織することとしております。

よって、本職に代わり 10 番 樋下周一郎議員を委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、堤防強化事業対策特別委員会の委員は、本職に代わり 10 番 樋下周一郎議員を委員に選任することに決定いたしました。なお、本職の辞任により委員長が欠けました。

ここで、暫時休憩します。

委員会を開き、委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午後 2 時 42 分

再開 午後 2 時 42 分

○議長（植竹美智雄君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

堤防強化事業対策特別委員会の委員長から、自席にて結果の報告を願います。

〔9 番 鈴木喜一郎君 挙手〕

○議長（植竹美智雄君）はい、鈴木喜一郎議員。

堤防強化事業対策特別委員会の委員長でございますが、委員協議により、不肖私、9番 鈴木喜一郎が委員長に互選されましたので、御報告をいたします。なお、副委員長は、8番 宇野進一議員に変わりありませんので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（植竹美智雄君）ただいま御報告がございました。

それでは、報告のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（植竹美智雄君）続いて、お諮りいたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、会議規則第71条の規定により、議会閉会中も継続して審査及び調査したい旨の申出がありました。

会議規則第21条の規定により、追加日程第6として、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（植竹美智雄君）御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会の前日程が終了いたしました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（植竹美智雄君）閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

長時間にわたり議員各位には慎重審議をいただき、全議案を議了いたしましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

本日、新たな議会構成がスタートいたしました。今後とも、町民福祉の向上、町政の振興発展のため誠心誠意努力してまいりたい所存でございますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（植竹美智雄君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（知久清志君）令和7年第1回五霞町議会臨時会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本臨時会におきましては、執行部から4件の議案等を提案させていただきました。本臨時会において慎重なる御審議をいただき、ただいま各議案等につきまして原案のとおり御承認賜りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

新たに議長、副議長になりました植竹美智雄議長、小野寺宗一郎副議長におかれましては、御就任、誠におめでとうございます。

また、各常任委員会の委員につきましては、新たな体制になりましたので、執行部といたしましては、新たな体制となった議会と手を携え、引き続き五霞町の発展に邁進したく存じます。これまでと変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会のお礼の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

---

**◎閉会の宣告**

○議長（植竹美智雄君）これをもちまして閉会いたします。  
大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 2 時 45 分